

〈環境の保全と創造に関する条例対象事業者〉 姫路市産業廃棄物実態調査票 記入要領

環境の保全と創造に関する条例対象事業者

- (1) 製造業（武器製造業を除く。）に属する事業を行う者であって、当該事業によって発生する産業廃棄物の量が年間10,000トン以上の工場等を設置するもの
- (2) 電気業に属する事業を行う者であって、発電所を設置するもの
- (3) ガス業に属する事業を行う者であって、ガス製造工場を設置するもの
- (4) 熱供給業に属する事業を行う者であって、当該事業に係る工場等を設置するもの

一般的注意事項

- 1 事業場ごとに記入してください。
- 2 自社内だけでなく、委託先等での処理、処分を含めて記入してください。

事業場属性

フレーム	製造業→当該年度における製造品出荷額等を万円単位で記入 電気業→当該年度における発電量を万kWh単位で記入 ガス業→当該年度における供給量を万m ³ 単位で記入
業種コード	別表1 （日本標準産業分類）に従い4桁の主たる産業分類を記入

副産物（有価物と産業廃棄物）の発生、処理・処分状況

1 2	副産物（有価物と産業廃棄物）の種類コードと名称を 別表2、3 に従い記入。
3	当該年度の間に事業場で発生した副産物（有価物と産業廃棄物）の量（前年度からの繰越量を含む）をt単位で小数点以下は四捨五入して(5 11 26 27についても同じ)記入。
4 5	4に自社での中間処理の有無について記入。（4=「有」の場合、当該中間処理後の量を5にt単位で記入。4=「無」の場合、5=3とし、6～8は記入しない。）
6 7 8	自社での中間処理の方法を過程順に 表A に従い3種までを記入。
9	事業場外への搬出区分を 表B に従い記入。
10	事業場外での中間処理状況を 表C に従い記入。 （この項目が「L」の場合、11=5とし、12～17は記入しない）
12 13 14	事業場外での中間処理の方法を過程順に 表A に従い3種までを記入。
15 16 17	中間処理委託先の業者名、都道府県名、市町名を記入。
18	処分（再利用）の状況について 表D に従い記入。
19 20 21	処分再利用先の業者名、都道府県名、市町名を記入。
22	再利用用途区分を、18がV, W, X, Yの場合に限り、 表E に従い記入。
23	事業場・工事現場の業種・発生副産物の種類に応じて「 環境の保全と創造に関する条例 別表第2 」に項目があれば「適」を、なければ「非適」を記入。
24 25	事業場・工事現場の業種・発生副産物の種類に応じて「 環境の保全と創造に関する条例 別表第2 」に規定する副産物中間処理減量化基準率(y), 副産物再生資源利用基準率(r)の値を%単位で記入。

表A (6 7 8 12 13 14 処理方法)
4=有のとき、10=I, J, Kのとき記入

0	熔融	5	破碎
1	焼却	6	圧縮
2	脱水	7	コンクリート固型化
3	乾燥	8	中和
4	油水分離	9	その他

再生原材料の使用状況

28	別表4 に従い当該使用原材料の分類コードを記入。
29	使用原材料の名称を記入。
30	当該使用原材料量をトン単位で記入。（小数点以下は四捨五入する）
31	当該使用原材料に占める再生原材料使用率を%単位で記入。（小数点以下は四捨五入する）
32	事業場・工事現場の業種・使用原材料の種類に応じて「 環境の保全と創造に関する条例 別表第1 」に項目があれば「適」を、なければ「非適」を記入。
33	事業場・工事現場の業種・使用原材料の種類に応じて「 環境の保全と創造に関する条例 別表第1 」に規定する再生原材料使用率(x)を%単位で記入。

表B (9 搬出区分)

A	搬出にあたって料金を支払った。（有料）
B	搬出にあたって料金は不要であった。（無料）
C	搬出にあたって利益があった。（売却）
D	自社で再利用、保管又は処分したため搬出はなかった。

表D (18 処分再利用区分)

埋立処分	P	公共関与（フェックス、クエイト等）の埋立処分地
	Q	自社の埋立処分地
	R	自治体の埋立処分地
	S	処理業者の埋立処分地
海投保管	T	処理業者に委託し海洋投入
再利用	U	保管（次年度へ繰越等）
	V	自社での再(生)利用（9=Dの場合を含む）
	W	売却（9=Cの場合）
	X	無償供与（9=Bであって相手先が再(生)利用）
	Y	有料（9=Aであって処理業者等が再(生)利用）
その他	Z	その他（P～Yに該当しない場合）

表C (10 有無主体)

I	自社の中間処理施設（事業場外）
J	処理業者の中間処理施設
K	自治体の中間処理施設
L	委託先での中間処理は無し

表E (22 再利用用途区分)

1	鉄鋼原(材)料
2	非鉄金属、貴金属原(材)料
3	燃料又はその原(材)料
4	肥料・土壌改良材又はその原(材)料
5	飼料又はその原(材)料
6	建設材料（骨材、路盤材及び土地造成材等）又はその原(材)料
7	パルプ・紙又はその原(材)料
8	ガラス原(材)料
9	プラスチック原(材)料
10	セメント原(材)料

[illegible]

対象年度	事業者名
20XX	〇〇乳業姫路工場

	使用原材料		使用 原材料量 実績 t/年	再生原材料 使用率 実績 %	基準適合状況			
	コード	名称			基準適合区分	再生 原材料 使用率(x) %	基準L $\frac{30 \times (1 - 33/100)}{t/年}$	実績L $\frac{30 \times (1 - 31/100)}{t/年}$
	28	29	30	31	32	33	34	35
	別表4	-			条例別表第1		-	
1	022	植物油	8,950	0	適	0	8,950	8,950
2	033	無機系原材料	2,730	0	適	0	2,730	2,730
3	071	純パルプ	1,000	40	適	70	300	600
4	122	食料(果汁)	44,000	0	適	0	44,000	44,000
5	091	ガラス材	28,000	20	適	50	14,000	22,400
6							0	0
7							0	0
8							0	0
9							0	0
10							0	0
11							0	0
12							0	0
13							0	0
14							0	0
15							0	0
16							0	0
17							0	0
18							0	0
19							0	0
20							0	0
21							0	0
22							0	0
23							0	0
24							0	0
25							0	0
「〈製造業〉県産業廃棄物実態調査票」(L1)及び本頁(L2)の 基準及び実績をそれぞれ足し合わせる→						小計(L2)	69,980	78,680
						合計(L1)+(L2)	80,574	79,914
						基準適合状況	適	